

令和6年6月27日

「食品、添加物等の夏期一斉取締り」を実施します

～夏期に多発する食中毒の発生防止と食品流通の安全性確保に向け、取締りを強化します～

夏期は高温多湿となり、食品の取扱いには、より一層注意を要します。そのため、長野市保健所では、以下のとおり食品の一斉取締りを実施します。食品衛生の向上を図り、食中毒発生防止のために、食品取扱事業者への監視指導を強化し、消費者への注意喚起を行います。

1 実施期間

令和6年7月1日（月）～7月31日（水）

2 実施方法

(1) 施設に対する立入検査を強化します。

飲食店、食肉取扱施設、魚介類販売施設、スーパーマーケット、ホテル、弁当屋等

(2) 食品取扱事業者及び消費者への注意喚起を行います。

全国的に発生が多いカンピロバクターによる食中毒等の発生防止について

(3) 食品表示の確認及び収去検査を実施します。

※収去検査：食品衛生法及び食品表示法に基づいて保健所が行う食品等の抜き取り検査

3 期間中の計画

令和6年度 計画	監視指導			収去検査		
	監視件数		315	検体数		21
	内訳	営業施設	305	内訳	加工品	17
給食施設		10	農水産物		4	

【7月1日（月）の立入予定】

午前9時00分から ステーションビルMIDORI 長野店（長野市南千歳1-22-6）

※取材を希望される場合は、長野市保健所食品生活衛生課（026-226-9970）までご連絡ください。

保健福祉部長 長野市保健所食品生活衛生課

（課長）大河内 雅彦

（担当）金木 信吾

TEL：026-226-9970

FAX：026-226-9981

E-mail：h-seikatu@city.nagano.lg.jp